

令和5年度第3回香川県国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

1. 開催方法

書面開催

2. 回答状況

回答者数 10名（会長を除く委員数 10名）

3. 議題についての票決結果

- ・ 議題（1）第2期香川県国民健康保険運営方針案について

「第2期香川県国民健康保険運営方針(案)のとおり策定することは適当である。」と
答申とすることについて

承認する 10名

承認しない 0名

4. ご意見等 別紙のとおり

(別紙)

ご意見等	事務局回答
1 基本的な考え方【資料3・1頁】	
<p>表現ですが、P.1の「1 基本的な考え方」の最初「市町村が・・・」⇒「各市町」の表現が良いかと思えます。</p> <p>※) 後述文章には、「市町村」は出てこない。 (統一されたほうが良い)</p>	<p>(1) 策定の趣旨の1行目から8行目までは、国民健康保険制度の全国的な課題と国保改革について説明しているため「市町村」と記載しています。</p>
3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項【資料3・9頁】	
<p>P.9「3 市町の保険料・・・」ですが、「県内は、保険料が1市、保険税が16市町・・・」とありますが、保険料統一に向けて、県としてはどちら「①保険料 ②保険税」のどちらに統一するように調整や検討されるのかが、記載をされた方が明確になると思えます。</p>	<p>保険料と保険税の統一については、将来的な事務執行体制に関わることから、P20.7(1) 効率化、広域化の推進に対する考え方の②の「広域的な事務執行体制のあり方についても調査・研究すること。」の中で進めてまいります。</p>
6 医療費適正化に関する事項【資料3・17頁】	
<p>国の「第四期医療費適正化基本方針」に基づき、各都道府県で「医療費適正化計画」を策定するが、その取組内容は医療保険者の取組内容に反映されるべきものであり、その関係性を記載をした方が、医療費適正化策を充実・強化するためにもわかりやすいのではないかと。</p> <p>例えば、「(3) 医療費適正化計画との整合性」を「医療費の適正化に向けた取組及び医療費適正化計画との関係」として、少しでも前に記載することにより、関係性がよく見えてくると思えます。</p>	<p>国保運営方針の「6 医療費適正化に関する事項」は、安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要な医療費の適正化の取組みについて必要な事項を記載する法的記載項目であり、前段では、市町と県の具体的な取組みを記載し、後段では、医療費適正化計画との整合性を記載しています。</p> <p>医療費適正化計画との整合性の確保は国保法で求められている事項ですので、優先的に記載する考え方もありますが、運営方針は市町の実行計画でもあるため、具体的取組みを優先して記載しています。</p>